

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年3月3日

【事業年度】 第50期（自平成19年11月21日 至平成20年11月20日）

【会社名】 北恵株式会社

【英訳名】 KITAKEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村 良一

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町三丁目6番14号 イトウビル

【電話番号】 (06)6251 - 1161（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営統括本部長 北村 誠

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南本町三丁目6番14号 イトウビル

【電話番号】 (06)6251 - 1161（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営統括本部長 北村 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年1月16日に提出を行った第49期（自平成18年11月21日 至 平成19年11月20日）有価証券報告書の訂正報告書の連結財務諸表及び財務諸表について監査を受けておりましたが、このたび監査報告書を受領いたしましたので、これにともない、平成21年2月20日に提出いたしました第50期（自平成19年11月21日 至 平成20年11月20日）有価証券報告書に関しまして、訂正後の第49期の連結財務諸表及び財務諸表に対する監査報告書を添付し、本有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1部 【企業情報】

第5【経理の状況】

2 監査証明について

訂正報告書の前期連結財務諸表に対する監査報告書の添付
訂正報告書の前期財務諸表に対する監査報告書の添付

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

（訂正前）

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成18年11月21日から平成19年11月20日まで)及び前事業年度(平成18年11月21日から平成19年11月20日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度(平成19年11月21日から平成20年11月20日まで)及び当事業年度(平成19年11月21日から平成20年11月20日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

（訂正後）

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成18年11月21日から平成19年11月20日まで)及び前事業年度(平成18年11月21日から平成19年11月20日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度(平成19年11月21日から平成20年11月20日まで)及び当事業年度(平成19年11月21日から平成20年11月20日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成18年11月21日から平成19年11月20日まで)及び前事業年度(平成18年11月21日から平成19年11月20日まで)の有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人より監査を受け、改めて監査報告書を受領しております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月27日

北恵株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増 田 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堀 裕 三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北恵株式会社の平成18年11月21日から平成19年11月20日までの連結会計年度の訂正報告書の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北恵株式会社及び連結子会社の平成19年11月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について再度監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月27日

北恵株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増 田 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堀 裕 三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北恵株式会社の平成18年11月21日から平成19年11月20日までの第49期事業年度の訂正報告書の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北恵株式会社の平成19年11月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について再度監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。